

神戸市下水道条例施行規則の一部改正案について（概要）

1. 改正の背景

神戸市の下水処理区域内の事業場は、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号。以下「法」という。）及び神戸市下水道条例（昭和 50 年 10 月条例第 40 号。以下「条例」という。）による水質規制を受けています。規制対象物質のうち、健康項目及び環境項目にあたる物質の排除基準は下水処理場に係る基準がそのまま適用されるため、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）に基づく一律排水基準が適用されています。

下水処理場に係る基準を定めている水質汚濁防止法では、改正により基準が強化された場合に、直ちに一律排水基準を達成することが技術的に困難な業種とされる特定事業場に対して、期間を定めて緩やかな基準（暫定排水基準）を適用しています。しかし、条例に基づく水質規制では、一律排水基準が適用されるため、暫定排水基準が適用されている業種に対して、法よりも厳しい基準が適用されることとなります。そのため、神戸市下水道条例施行規則（昭和 50 年 11 月規則第 70 号）第 9 条の 2 の規定により、特定の業種に対して、該当する物質を条例に基づく規制から除外しています。

今回、暫定排水基準の適用期間が満了したことに伴い、条例に基づく規制の対象外としている業種から、当該業種・物質を削除します。また今回の改正に併せて、その他の業種・物質に対する条例の規制について検討を行い、当該業種・物質を追加して基準を緩和することとします。

2. 改正の内容

神戸市下水道条例施行規則第 9 条の 2 に掲げる表で規定する、「施行令第 9 条の 10 に規定する基準を適用しない物質」に対し、下記の場合における物質を削除・追加します。

削除する物質

規則で定める場合	規則で定める物質
うわ薬製造業（ほうろううわ薬を製造するもの及びうわ薬瓦の製造に使用するうわ薬を製造するものに限る。）を営む工場又は事業場から汚水を公共下水道に排除する場合	ほう素及びその化合物並びにふつ素及びその化合物
貴金属製造業又は貴金属再生業を営む工場又は事業場から汚水を公共下水道に排除する場合	ほう素及びその化合物
粘土瓦製造業（うわ薬瓦を製造するものに限る。）を営む工場又は事業場から汚水を公共下水道に排除する場合	ほう素及びその化合物

感光性樹脂製造業	1, 4-ジオキサン
非鉄金属第1次製錬・製鉄業(亜鉛に係るものに限る。), 非鉄金属第2次製錬・製鉄業(亜鉛に係るものに限る。)及び溶融めつき業(溶融亜鉛めつきを行うものに限る。)を営む工場又は事業場から汚水を公共下水道に排除する場合	カドミウム及びその化合物

追加する物質

規則で定める場合	規則で定める物質
旅館業の営業の施設(温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定する温泉をいう。以下同じ。)を利用するものに限る。)又は病床数が300以上の病院(温泉を利用するものに限る。)から汚水を公共下水道に排除する場合	砒 ^び 素及びその化合物

3. 施行期日(予定)

令和2年3月1日

4. 通知文書

- 排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令(環境省令第二十五号 平成二十七年五月一日)
- 排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令(環境省令第十五号 平成二十八年六月十六日)
- 排水基準を定める省令等の一部を改正する省令及び水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令(環境省令第二十五号 平成二十八年十一月十五日)
- 排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令(環境省令第一号 令和元年六月二十日)

○環境省令第二十号

水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三百三十八号）第三条第一項及び第二十七条の規定に基づき、排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年五月一日

環境大臣 望月 義夫

排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令

排水基準を定める省令の一部を改正する省令（平成二十四年環境省令第十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「附則別表備考第一項」を「附則別表備考」に、「三年間（ポリエチレンテレフタレート製造業に属する特定事業場にあつては、二年間）」を「六年間」に改める。

附則別表を次のように改める。

附則別表

有害物質の種類	業種	許容限度
---------	----	------

一・四―ジオキサソ ミリグラム) リットルにつき	エチレンオキサイド製造業 エチレングリコール製造業	六
<p>備考</p> <p>中欄に掲げる業種に属する特定事業場が同時に他の業種に属する場合において、改正後の省令別表第一又はこの表により当該業種につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該特定事業場に係る排水水については、それらの排水基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。</p>		

附 則

この省令は、平成二十七年五月二十五日から施行する。

環境省令第十五号

水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第三条第一項及び第二十七条の規定に基づき、排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年六月十六日

環境大臣 大塚 珠代

排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令

排水基準を定める省令の一部を改正する省令（平成十三年環境省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「十五年間」を「十八年間」に改める。

附則別表を次のように改める。

附則別表

有害物質の種類	業種その他の区分	許容限度
---------	----------	------

ほう素及びその化合物 (単位 ほう素の量に 関して、一リットルにつき ミリグラム)	電気めつき業(海域以外の公共水域に排水を排出 するものに限る。)	三
ほうろう鉄器製造業(海域以外の公共水域に排水 を排出するものに限る。) うわ薬製造業(ほうろううわ薬を製造するものであり 、かつ、海域以外の公共水域に排水を排出するも のに限る。)	四	
貴金属製造・再生業(海域以外の公共水域に排水 を排出するものに限る。) 下水道業(旅館業(温泉(温泉法(昭和二十三年法律 第二百二十五号)第二条第一項に規定する温泉をいう。 以下同じ。))を利用するものに限る。))に属する特定 事業場(下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第	五	

ふっ素及びその化合物 (単位 ふっ素の量に関	十二条の二第一項に規定する特定事業場をいう。以下「下水道法上の特定事業場」という。)から排出される水を受け入れており、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものであつて、一定の条件に該当するものに限る。)			
	金属鉱業(海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。)	一		
	うわ薬製造業(うわ薬瓦の製造に使用するうわ薬を製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。)	一四		
	旅館業(温泉を利用するものに限る。)	五〇〇		
	ほうろう鉄器製造業(海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。)	一一二		

して、一リットルにつき
ミリグラム)

<p>うわ薬製造業（ほうろつうわ薬を製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）</p>	<p>電気めつき業（一日当たりの平均的な排水の量が五立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）</p>	<p>旅館業（水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和四十九年政令第三百六十三号。以下「改正政令」という。）の施行の際現に湧出していなかった温泉を利用するものであって、一日当たりの平均的な排水の量が五立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）</p>
	<p>一五</p>	

<p>旅館業（温泉（自然に湧出しているもの（掘削により湧出させたものを除く。以下同じ。）を除く。以下この欄において同じ。）を利用するものであって一日当たりの平均的な排出水の量が五 立方メートル未満であるもの又は改正政令の施行の際現に湧出していた温泉を利用するものに限る。）</p>	三
<p>電気めつき業（一日当たりの平均的な排出水の量が五立方メートル未満であるものに限る。）</p>	四
<p>旅館業（温泉（自然に湧出しているものに限る。以下この欄において同じ。）を利用するものであって一日当たりの平均的な排出水の量が五 立方メートル未満であるもの又は改正政令の施行の際現に湧出していた温泉を利用するものに限る。）</p>	五

備考	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物						一三〇
	（単位 アンモニア性窒素に〇・四を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量に関して、一リットルにつきミリグラム）						
	下水道業（下水道法施行令（昭和三十四年政令第四百四十七号）第二十四条の二第一項第一号に定める特定公共下水道に係るものであり、かつ、モリブデン化合物製造業又はジルコニウム化合物製造業に属する下水道法上の特定事業場から排出される水を受け入れているものに限る。）						
	酸化コバルト製造業						一六〇
	畜産農業						六
	ジルコニウム化合物製造業						七
	モリブデン化合物製造業						一五
バナジウム化合物製造業						一六五	
貴金属製造・再生業						二九	

1 上欄に掲げる有害物質の種類ごとに中欄に掲げる業種その他の区分に属する特定事業場（法第二条第六項に規定する特定事業場をいう。以下この項において同じ。）が同時に他の業種その他の区分にも属する場合において、改正後の省令別表第一又はこの表によりこれらの業種その他の区分につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該特定事業場から排出される排水の排水基準については、それらのうち、最大の許容限度のものを適用する。

2 ほう素及びその化合物の項中下水道業において、「一定の条件」とは、次の算式により計算された値が一〇を超えることをいう。

$$C_i \cdot Q_i$$

Q

この式において、 C_i 、 Q_i 及び Q は、それぞれ次の値を表すものとする。

C_i 当該下水道に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水のほう素及びその化合物による汚染状態の通常値（単位 ほう素の量に関して、一リ

ットルにつきミリグラム)

Qi 当該下水道に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水の通常の量(単位 一日につき立方メートル)

Q 当該下水道から排出される排出水の通常の量(単位 一日につき立方メートル)

附 則

この省令は、平成二十八年七月一日から施行する。

環境省令第二十五号

水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第三条第一項及び第二十七条の規定に基づき、排水基準を定める省令等の一部を改正する省令及び水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十一月十五日

環境大臣 山本 公一

排水基準を定める省令等の一部を改正する省令及び水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令

（排水基準を定める省令等の一部を改正する省令の一部改正）

第一条 排水基準を定める省令等の一部を改正する省令（平成十八年環境省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「十年間」を「十五年間」に改める。

(水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正)

第二条 水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令(平成二十六年環境省令第三十号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「金属鋳業及び溶融めつき業(溶融亜鉛めつきを行うものに限る。)」に属する特定事業場にあつては、「二年間」を「金属鋳業に属する特定事業場にあつては、五年間」に改める。

附 則

この省令のうち、第一条の規定は平成二十八年十二月十一日から、第二条の規定は平成二十八年十二月一日から施行する。

○環境省令第一号

水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三百三十八号）第三条第一項及び第二十七条の規定に基づき、排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年六月二十日

環境大臣 原田 義昭

排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令

排水基準を定める省令の一部を改正する省令（平成十三年環境省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを

新たに追加する。

改正後			改正前		
<p>附則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 附則別表の上欄に掲げる有害物質の種類ごとに同表の中欄に掲げる業種その他の区分に属する工場又は事業場に係る排水の汚染状態についての水質汚濁防止法（以下「法」という。）第三条第一項の排水基準は、この省令の施行の日から二十一年間は、この省令による改正後の排水基準を定める省令（以下「改正後の省令」という。）第一条の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> <p>3～5 (略)</p>			<p>附則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 附則別表の上欄に掲げる有害物質の種類ごとに同表の中欄に掲げる業種その他の区分に属する工場又は事業場に係る排水の汚染状態についての水質汚濁防止法（以下「法」という。）第三条第一項の排水基準は、この省令の施行の日から十八年間は、この省令による改正後の排水基準を定める省令（以下「改正後の省令」という。）第一条の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> <p>3～5 (略)</p>		
有害物質の種類	業種その他の区分	許容限度	有害物質の種類	業種その他の区分	許容限度
ほう素及びその化合物 (単位 ほう素の量 に関して、一リットルにつきミリグラム)	(略) ほうろう鉄器製造業(海域以外) の公共用水域に排水を排出するものに限る。)	(略) 四〇	ほう素及びその化合物 (単位 ほう素の量 に関して、一リットルにつきミリグラム)	(略) ほうろう鉄器製造業(海域以外) の公共用水域に排水を排出するものに限る。 うわ薬製造業(ほうろううわ)	(略) 四〇

ふっ素及びその化合物 (単位 ふっ素の量 に関して、一リット			(略)	
	ほうろう鉄器製造業(海域以外 の公共用水域に排出水を排出 するものに限る。)	金属鉱業(海域以外の公共用 水域に排出水を排出するもの に限る。)	(略)	一〇〇
	一二	(略)	(略)	

ふっ素及びその化合物 (単位 ふっ素の量 に関して、一リット			(略)	
	ほうろう鉄器製造業(海域以外 の公共用水域に排出水を排出 するものに限る。)	うわ薬製造業(うわ薬瓦の製 造に使用するうわ薬を製造す るものであり、かつ、海域以 外の公共用水域に排出水を排 出するものに限る。)	金属鉱業(海域以外の公共用 水域に排出水を排出するもの に限る。)	薬を製造するものであり、か つ、海域以外の公共用水域に 排出水を排出するものに限 る。)
	一二	(略)	一四〇	(略)

附 則

備考 (略)	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (単位 アンモニア性窒素に○・四を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量に関して、一リットルにつきミリグラム)	(略)				薬を製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。	
		貴金属製造・再生業	モリブデン化合物製造業	ジルコニウム化合物製造業	畜産農業	酸化コバルト製造業	(略)
備考 (略)	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (単位 アンモニア性窒素に○・四を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量に関して、一リットルにつきミリグラム)	(略)				薬を製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。	
		貴金属製造・再生業	モリブデン化合物製造業	ジルコニウム化合物製造業	畜産農業	酸化コバルト製造業	(略)

この省令は、令和元年七月一日から施行する。